企画乗車券取扱規則

制　　定　平成２８．３．２４－営業部達第４０号
最終改正　２０２６．１０．１８－営業部達第４５６号

（目的）
第１条　この規則は、旅客営業規程（平成１９年４月営業部達第３号。以下「規程」という。）第２条に基づき、企画乗車券による当社線内の旅客運送その他の必要な取扱いについて定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。
（適用範囲）
第２条　当社線内で使用することができる企画乗車券の取扱方については、この規則に定めるところによる。
２　前項の企画乗車券のうち、ＩＣカード乗車券に関する取扱いは、ＩＣカード乗車券取扱規則（平成１９年４月営業部達第４号。以下「ＩＣ規則」という。）を準用する。
３　この規則に定めのない事項については、法令、規程等の規定を準用する。
（定義）
第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。
（１）企画乗車券　旅客に対する利便性向上や割引サービスの提供などを目的とする、規程で定めのない乗車券をいう。
（２）有効期間　企画乗車券を使用することができる期間をいう。
（３）有効時間　企画乗車券を使用することができる時間をいう。
（４）有効期限　企画乗車券を使用開始することができる期限をいう。
（５）期間券　有効期間を使用開始から一日単位で計算する企画乗車券をいう。
（６）時間券　有効時間を使用開始から時間単位で計算する企画乗車券をいう。
（７）当日券　発売日当日に限り使用開始することができる企画乗車券をいう。
（８）前売り券　定められた期間内に使用開始することができる企画乗車券（当日券を除く。）をいう。
（９）携帯情報端末　インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末をいう。
（１０）決済媒体　対応する改札機等へのタッチ等の情報の読み取りにより、当社線を利用することができるクレジットカード又はクレジットカード機能を有する携帯情報端末等をいう。
（１１）クレジットカードタッチ乗車　当社又は提携する事業者の管理するサーバ上にクレジットカード番号等の識別番号が記録された、決済媒体による当社線の利用をいう。
（１２）２次元コード乗車　当社又は提携する事業者の管理するサーバ上に識別番号が記録された、携帯情報端末等に表示される２次元コードによる当社線の利用をいう。
（１３）発行者　クレジットカードタッチ乗車の機能を有するクレジットカードを発行する者及びそのカード機能を提供している者をいう。
（運賃前払の原則）
第４条　旅客は、当社の発売箇所において旅客運送の契約の申込みを行おうとする場合、現金をもって所定の運賃を提供するものとする。
２　旅客は、前項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合、企画乗車券の運賃を次の各号に定める証券等によって支払う（乗車券との引換えを含む。）ことができる。
（１）ＩＣ規則に定めるＩＣカード
（２）当社において特に認めたクレジットカード
（企画乗車券の詳細）
第５条　企画乗車券の詳細は、営業部長が別に定める。
（時間券の有効時間の特例）
第６条　時間券を使用する旅客が、旅行中に有効時間を満了した場合は、当該旅行の終了まで有効時間を延長することができる。ただし、規程第８３条第１項に規定する乗換駅又は都営地下鉄との接続駅において、乗換時間が６０分を超えた場合は、当該旅行は終了したものとみなす。
（乗車券類紛失の場合の取扱方）
第７条　企画乗車券を使用する旅客は、規程第１４２条第２項及び第３項に規定する乗車券紛失の場合の取扱方を請求することができない。
（有効期間の延長及び旅客運賃の払戻し）
第８条　企画乗車券を使用する旅客は、規程第１５３条及び第１５５条に規定する有効期間の延長及び旅客運賃の払戻しを請求することができない。
（列車等の運行不能、遅延等の場合の取扱方）
第９条　当社が特に認めた企画乗車券を所持する旅客に限り、当該乗車券の乗車日に、当社線が半日以上にわたって運行を休止した場合は、当該乗車券（未使用のものに限る。）を駅に差し出して、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。ただし、乗車日から１か年を経過した場合は、この限りではない。
（列車等の運行不能、遅延等の場合のその他の請求）
第１０条　旅客は、前条に規定する事由が発生した場合は、当社の責に帰する事由の有無を問わず、前条に定める取扱いに限って請求をすることができる。
２　旅客は、列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車等に乗車することができない

場合は、前項に規定するものを除いて、当社の責に帰する事由の有無を問わず、一切の請求をすることはできない。
（クレジットカードタッチ乗車の取扱い）
第１１条　クレジットカードタッチ乗車においては、決済媒体及び携帯情報端末に表示される乗車券情報を乗車券とみなして取り扱う。
２　前項の乗車券情報は、当社が特に認めた企画乗車券の乗車券情報をいう。
（２次元コード乗車の取扱い）
第１２条　２次元コード乗車においては、２次元コード及び携帯情報端末に表示される乗車券情報を乗車券とみなして取り扱う。
２　前項の乗車券情報は、当社が特に認めた企画乗車券の乗車券情報をいう。
（乗車券情報の呈示）
第１３条　旅客は、係員から携帯情報端末に表示される乗車券情報の呈示を求められた場合、その場で呈示しなければならない。
２　前項により、係員から乗車券情報の呈示を求められたにもかかわらず、旅客の責に帰すべき事由により、決済媒体若しくは２次元コード及びその乗車券情報を呈示できなかった場合、旅客は乗車区間分の運賃を支払わなければならない。
（クレジットカードタッチ乗車の使用方法及び制限事項）
第１４条　クレジットカードタッチ乗車に関して、次に掲げる利用はできない。
（１）入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合に、当該決済媒体で再び入場すること。
（２）クレジットカードタッチ乗車に対応する改札機等の故障、停電、システム障害等により、乗降に必要な処理ができない場合に、クレジットカードタッチ乗車をすること。
（２次元コード乗車の使用方法及び制限事項）
第１５条　２次元コード乗車に関して、次に掲げる利用はできない。
（１）入場時に使用した２次元コードを出場時に使用しなかった場合に、当該２次元コードで再び入場すること。
（２）２次元コード乗車に対応する改札機等の故障、停電、システム障害等により、乗降に必要な処理ができない場合に、２次元コード乗車をすること。
（クレジットカードタッチ乗車又は２次元コード乗車時における列車等の運行不能、遅延等の場合の取扱方）
第１６条　当社が特に認めた企画乗車券を所持する旅客に限り、当該乗車券の乗車日に、当社線が半日以上にわたって運行を休止した場合は、当該乗車券が未使用の場合に限り、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。ただし、購入の日から１か年を経過した場合は、この限りではない。
（クレジットカードタッチ乗車又は２次元コード乗車が無効となる場合）
第１７条　旅客が次の各号に該当する場合は、そのクレジットカードタッチ乗車又は２次元コード乗車は無効として取り扱う。
（１）決済媒体又は２次元コードを正当に利用する権限を持つもの以外が、それを用いクレジットカードタッチ乗車又は２次元コード乗車をしたとき。
（２）係員の承諾なく対応する改札機等による改札を受けずに入出場したとき。
（３）使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って入手した決済媒体又は２次元コードを使用したとき。
（４）偽造、変造、不正に作成された決済媒体又は２次元コードを使用したとき。
（５）旅客の故意又は重大な過失により、決済媒体又は２次元コードが障害状態になったと認められるとき。
（６）規程第８７条に定める乗車券が無効となる事項に該当するとき。
（７）この規則に基づかない利用をしたとき。
（８）その他不正に利用したと認められるとき。
（免責事項）
第１８条　クレジットカードタッチ乗車及び２次元コード乗車について、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
（旅客運送の契約条件の変更）
第１９条　当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更に同意したものとする。
（１）旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
（２）旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
２　当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。
（改廃手続）
第２０条 この規則の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附　則（平成２８年３月営業部達第４０号）
この規則は、平成２８年３月２６日から施行する。ただし、別表第１号カからスの各（ア）の規定は平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年４月営業部達第２号）
この規則は、平成２８年３月２６日から適用する。ただし、別表第１号ホの改正規定は、平成２８年５月９日から施

行する。
附　則（平成２８年６月営業部達第１１号）
この規則は、平成２８年６月２０日から適用する。ただし、別表第２号キの改正規定は、平成２８年７月１日から施行する。
附　則（平成２９年３月営業部達第４２号）
この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年７月営業部達第１１号）
この規則は、平成２９年４月１日から適用する。ただし、別表第１号ケの改正規定は、平成２９年６月１日から施行する。
附　則（平成３０年３月営業部達第４５号）
この規則は、平成３０年３月１７日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（１）改正前別表第２号コ、サの改正規定　平成３０年３月２３日
（２）別表第１号ナの改正規定　平成３０年４月１日
附　則（２０１９年３月営業部達第４３号）
この規則は、２０１９年３月１６日から施行する。
附　則（２０１９年９月営業部達第２３号）
この規則は、２０１９年１０月１日から施行する。
附　則（２０２０年３月営業部達第４１号）
この規則は、２０２０年３月１４日から施行する。ただし、別表第１号フ及びマの規定は２０２０年４月１日から施行する。
附　則（２０２０年５月営業部達第１２号）
この規則は、２０２０年６月６日から施行する。
附　則（２０２１年３月営業部達第５４号）
この規則は、２０２１年３月１３日から施行する。
附　則（２０２１年９月営業部達第１８号）
この規則は、２０２１年９月１５日から施行する。
附　則（２０２５年３月営業部達第６９号）
この規則は、２０２５年３月２２日から施行する。
附　則（２０２６年１０月営業部達第４５６号）
この規則は、２０２６年１１月１日から施行する。